

令和7年第3回浅川町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和7年6月13日(金曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分の報告及びその承認について(浅川町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分の報告及びその承認について(令和6年度浅川町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第 3 承認第 3 号 専決処分の報告及びその承認について(令和7年度浅川町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 4 議案第27号 浅川町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第28号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第29号 浅川町消防団消防屯所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第30号 令和7年度浅川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第31号 令和7年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 発委第 2 号 浅川町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 請願第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書
- 日程第12 請願第 5 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第13 議員派遣の件
- 日程第14 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程の追加
- 日程第17 発議第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 日程第18 発議第 3 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程のとおり

日程第17 発議第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

日程第18 発議第 3 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求

める意見書提出について

出席議員（１０名）

1 番	須	藤	孝	夫	君	2 番	富	永		勉	君
3 番	菅	野	朝	興	君	4 番	兼	子	長	一	君
5 番	木	田	治	喜	君	6 番	岡	部	宗	寿	君
7 番	須	藤	浩	二	君	8 番	上	野	信	直	君
9 番	会	田	哲	男	君	10 番	水	野	秀	一	君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	江	田	文	男	君	副	町	長	加	藤		守	君
教	育	長	真	田	秀	男	君	総	務	課	長	生	田	目
企	画	商	工	課	長	我	妻		農	政	課	長	関	根
建	設	水	道	課	長	生	田	目	会	計	管	理	者	坂
保	健	福	祉	課	長	佐	川	建	兼	税	務	課	長	本
教	育	課	長	我	妻	美	幸	君	住	民	課	長	高	野
													喜	寛
														君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田	子	広	子	会計年度任用	芳	賀	純	弓
--------	---	---	---	---	--------	---	---	---	---

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第1、承認第1号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例の一部を改正する条例について）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（令和6年度浅川町一般

会計補正予算（第8号））を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今さらなんですけれども、繰越明許費補正にある社会資本総合整備交付金事業、これに関してなんですが、道路整備などに活用される交付金だと思うんですけれども、一定額以上のある意味大きな事業、そういう事業が対象になるのかどうか伺いたと思います。

というのは、県道磐城浅川停車場線の国道延伸が実現しましたよね。その先ずっと真っすぐ行って、東大畑の一区のところの突き当たり、変形の四つ角があります。左側に行くと、畑田とか山白石方面に行けるわけなんですけれども、あそこの角が極めて鋭角で、あれを直してほしいと、角を取ってほしいという要望が、通告後に私のところに寄せられたんですね。この場しかちょっと聞く機会がないので、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私もそこはよく通りますので、知っております。確かに、左方に曲がると本当に鋭角で、かなり狭くて、危険だと思っております。これは今始まったことではないんですよ、もう何十年前からあの状態になっております。

それで、停車場線が開通してから、確かに車が多くなりました。今、担当課も見えておりますので、担当課と今相談をしているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、私の質問は、この社会資本整備総合交付金、こういう国の補助に、こういうあまり大きくない工事になると思うんですけれども、そういうものも該当するのかどうかというのが1点目なのでその点をお答えいただきたいと思います。

それから、町長、前々からの課題であつたけれども、バイパスが完成して、ますます交通量が増えているので、それを踏まえた対応をしたいということで理解してよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お金のかかることでございますので、いろいろと検討はさせていただきたいと思います。

そのほか、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

1点目でございます。道路整備事業などに活用されております社会資本整備総合交付金事業、こちらにつきましては、この交付金の交付要綱、こちらのほうで確認いたしますと、事業費については、ちょっと幾ら以上の事業ということは書いていなかったと記憶しております。

ただし、この交付金の事業につきましては、おおむね3年から5年の計画、つまりこの交付金事業の計画をつくるわけなんですけれども、3年から5年の計画を立てる、で、実施するという事業でございますので。規模的にはそれなりに何年もかかるような事業を想定しているのではないかなというふうには思っております。

ただし、おただしのとおり、部分的に交差点付近で危険だとか、そういったような箇所を複数箇所まとめて、どここの路線ほか何路線ということで計画を立てて実施している事例も当町でもございますので、そういった事業の取り組み方もできるのではないかなというふうに思っております。

それから、2点目の補足になりますけれども、実はこの十字路の箇所につきましては、町民の方からも建設水道課にお話はございまして、以前からもそういった傾向はあったんだけど、やはりおただしのとおり、県道磐城浅川停車場線の開通に伴って、この道路を抜け道といいますか、そういった形で通る方が増えてきて、そういった傾向がよく見られるようになってきているということと、ほかの方もそういったお話をしている人がいるというようなお話を、建設水道課のほうでも聞いておりますので。

ただ、これの改善につきましては、まだ用地の協力も必要でしょうし、それからその路線の付近においても同様の箇所がないかななどを地元の行政区長さんなどからお話を伺いながら、どの事業で実施していくかなどを含めて、検討を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第2、承認第2号 専決処分の報告及びその承認について（令和6年度浅川町一般会計補正予算（第8号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第3、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（令和7年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

これから質疑を行います。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 今回、私が質問するのは、6月、3月専決、あと6月補正と、それから7月30日専決という形で出されていますが、1つ、補正予算で4月、6月補正になっているわけなんですけど、今、福島県でも騒がれています公用車などにおけるNHK受信料契約未払い金という話が出ております。これ福島県では170

台が払っていないということで、金額で1,500万になっているそうです。

この辺では、今日見えられている平田村さんでも、14台で6年から15年間払っていないで、約200万ということになっているそうでございます。

これは今回予算に出ていなかったんですが、ここで、町長これ出しておかないと、いつ、浅川町はないから出せないのかと思うんですが、そこからまず聞きたいと思いますが、浅川町では今回対象になる公用車はあるのでしょうか、ないのでしょうか。スタートで聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

まず、町の公用車ですが、普通車タイプ、乗用車タイプ、ライトバンタイプ含めまして38台ございます。うち、該当する車両ですが、新聞報道等ございましたので、内部的に確認しましたところ、5台が該当いたします。私ども担当とNHK福島放送局とやり取りはしております。今現在、やり取り中でありまして、金額の確定はまだしておりませんが、概算で約100万円ほどの請求が来るかと思われます。ですので、最終的に請求額が確定した時点で、その次の議会で予算は計上したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第3、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（令和7年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、議案第27号 浅川町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第4、議案第27号 浅川町税条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第28号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 3点、大きく3点伺いたいと思います。

1点目ですけれども、保健福祉課資料の8ページで医療分の歳入が出ておりますけれども、この中の繰越金の中身が、説明ありましたけれども、単純に前年からの余ったお金というだけではなくて、県からの収納率がよかったから幾ら加算されているとか、そういう説明があったんですけれども。再度その点を伺いたいと思います。ちょっと聞き漏らしたので、お願いします。

2点目です。国保税の県内統一に向けて、県平均よりもずっと安い浅川町は5年かけて県平均までずっと上がっていくわけですね。今年度上がる国保税、金額的には幾らになるのか伺いたいと思います。

それから、その上がる自治体に対して県がフォローするということで、交付金が来るというお話でありました。この交付金の金額についても併せて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうからご説明いたします。

まず、3点のうち1点目ですね。繰越金の話です。

当初予算では425万ということで見込んでいたんですけれども、決算間近になって525万補正して950万になったというところです。まず、初日にも若干説明させていただきましたので、なお再度説明させていただきます。

す。

まず、特別調整交付金という国の交付金がございます。そちらが見込みよりも150万程度多く来るようになったというところで150万程度増えた、見込みが増えたというところでは。

あと2点目ですが、県の交付金というのがありまして、県のその交付金のうちの保険税収納率控除分というのがございます。そちらの控除分が令和3年度分の保険料の収納率を見られます、今回は。令和6年度は令和3年度の収納率を見られまして、そちらの滞納繰越分の収納率が、令和3年度は20%を超えていたというところの条件をクリアしていましたので、それが250万円ほど追加に交付されるというふうになります。

それと、3つ目ですけれども、徴収率が単純に上がったと。令和6年度の徴収見込額は96%程度と、若干というか、令和5年度は94%でしたので、2%ほど上がったという部分で、収入が増える見込みになって、結果的に525万のプラスで繰越金を見込めるようになったというところでは。

2点目の標準保険料率、どれだけ上がったのかというところですが、県の示しているものだと、1人当たり8,000円ぐらい上がるというような試算だったと思います。

3点目は、差額のその交付金ですね。今年度から、恐らく県のほうの交付金に来るところで、そちらにつきましては、医療費指数というものが、反映係数というのがありまして、そちらが今年度は1から、令和6年は1.0、今年度は0.8というところ、その差額分が若干上がるというところ、その差額分の60%から20%が交付されるという交付金です。その20%というのは、医療費指数というのが各市町村にあるんですけれども、それが0.9以下、1.0よりも低い、要は医療費がかかっていない市町村は0.9以下だと20%、さらに0.85以下だと6割、その差額の6割がもらえるというところですので。浅川町は0.81とかの数値になると思いますので、大体その差額の60%はもらえるんじゃないかなと見込んでいます。大体、金額にすると250万ぐらいはその交付金で来るのかなと思っていますところでは。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、8番。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目の国からの特別調整交付金、これはどういう理由で来るのか伺いたと思います。

それから、2点目ですけれども、1人当たりの、保険料率の統一に向けて、今回は100%、一遍に100%にしないで20%上げるとい、近づけるといことですよ。

1人当たりにすると1,000円ぐらいになるということであれば、被保険者数は1,000人ちょっとですから、100万円ぐらいになるということなんですかね、総額。

3点目に関わるんですけれども、その60%が来るということであれば、60万円来るということで、全体の町の負担は、町の負担というか被保険者の負担ですけれども、これは40万円、この統一に向けたそういう技術的なことのために負担が重くなると、こういう理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、まず1点目ですけれども、その特別調整交付金の中身ですけれども、150万円ほど上乗せになるという中身は、精神の疾病にかかる医療費が多額である自治体に特別に交付されるもので、当初は240万程度それは見込んでいたんですけれども、それが多くなって150万プラスになって、合計390万、その150万円分が今回新たに來るという見込みになった、多く來るようになったということです。

あと、2点目は、1,000円じゃなくて8,000円程度です。

それで、3点目の医療費、保険料ではなくて医療費全体の医療費係数が丸々見られていたときのものと、今回が0.8しか見られなくなる部分の医療費、その差額なんですね。保険料の差額じゃなくて、医療費の差額で計算されて、その60%か20%という部分なので。納付金の差です、医療費じゃなくて、すみません。納付金の差。県が算定した納付金の部分で、医療費の反映させた部分のものと、反映させていない部分と。その差の、60%とか20%という交付金です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 説明に私の脳みそが追いついていかないんですけれども、申し訳ないです。平たく言うと、この県の、令和11年度福島県内の、どの自治体の国保税の税率もみんな一緒にしますよということに受けて、今年度そのために町が負担しなくちゃならないお金というのかな、かかる費用、これはざっくり言うと、幾らくらいになるんですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） ちょっとお待ちください。

後ほど回答します。ちょっと今、手持ち、申し訳ないです。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 質疑なので、通告もしていなかったもので、あれなんです。急に聞かれて担当のほうも困ったと思うんですけれども。

この県内の税率の統一に向けて、統一ということで、今まで国保税が高かった自治体はそれはうれしいでしょうけれども、下がるから。でも浅川町みたいに健康づくりに力を注いで、周囲に、身近に医療機関が少ないと、なかなか受ける機会もチャンスもない、少ないと。こういう自治体はこういうことで国保税が低かった自治体は上がっていくわけですから。この技術的なことによって。そういう面では、大変迷惑な話なんですよ、率直に言えば。

それで、今年度、それが始まるわけですよ。その負担が。11年度は100%、でも今年度は20%、来年度はさらに40%ということで、一遍には上げませんよということで20%上がる。それがどのくらいの金額なのかというのを私知りたいんですけれども。ざっくりで分かりませんか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 1人当たりの保険料で言いますと、今、今年度の試算は9万4,000円程度でしたけれども、大体県のほうだと10万弱の、1人当たりなので。開き的には、その差ですので、やはり6,000円とか7,000円とかの近い差は、今回の本算定と、標準保険料、県が示す保険料の差はあると思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今の標準保険料と浅川町の差額の話ですよ。

私が聞いているのは、その統一というのがなかったらば、もっと安かったはずなのに、統一に向けて今回20%増えるので、それで幾らくらい町の負担は増えるんでしょうか、という話なんですけれども。

計算しなかったら、いいですよ、突然の話です。

○議長（水野秀一君） ここで、暫時休議いたします。9時40分まで休議いたします。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時40分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 大変申し訳ございませんでした。

標準保険料率の件で、令和6年度と令和7年度で差額は1万円ですので、その20%の医療費係数が見られなかったという部分で、増えたのは1人当たり1万円ではないかと推測されます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、8番、上野信直君。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） この資料の一番最後のページで、前の年と比べて1人当たりの国保税額は989円の増というふうになっていますよね。1万円増えたということは、これがなければ、うんと下がっていたということになるんですか。

何か1万円というのがどうもこうぴんとこないんですけれども。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 今ほど1万円の差といいますのは、令和6年度の県の標準保険料、県が示した浅川町に対する標準保険料、これだけ医療費、県が試算した金額ですよというのは去年が1人当たり9万3,000円だったんですけれども、今年度は10万3,000円にそれが上がっているというところで、その差額が1万円というところで、その20%医療費が、令和6年度は全部反映させていたものが、今回は80%しか反映させないという部分では1万円、1人当たりになると1万円なのかなというところなんです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

〔「議長、討論します」の声あり〕

○議長（水野秀一君） はい、まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 賛成討論を行います。

本案は、今年度の医療分、後期分、介護分を合わせた国保税を、1世帯当たりでは昨年よりも1,807円減税になり、1人当たりでは989円の増税になるというものであります。昨年と同じような状況で、650万円の基金繰入れをもう少し増やしてくれていれば、1人当たりでも減税になったのという思いはあります。

ただ、基金も毎年減税のために使って、残りもう1,548万円にまで減ってしまいました。国保税率の県内統一のために浅川町の国保税は勝手に上がっていきます。それに備えて基金を残すというのはある意味やむを得ないのかなというふうに思います。

ただ、今の質疑でもある程度はつきりしたと思うんですけれども、この県内統一によって、本来は払わなくてもいい負担、これが浅川町の国保の加入者は増えていると。こういう事実があるわけでありまして。1万円というのはちょっとぴんとこないんですけれども、増えているのは間違いないと思うので。町は県に対してもっと手厚いフォローをするようにということを強く求めていただきたい。こういう技術的なことによって町民の国保税が上がるなんていうのは、本来は私はあってはならないと思うんですよ。その観点から、県に対して強く要望していただくことを求めて、賛成討論とします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第5、議案第28号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第29号 浅川町消防団消防屯所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第6、議案第29号 浅川町消防団消防屯所設置条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第30号 令和7年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 3点ほど伺いたいします。

ページは4ページと5ページにわたります。

まず、1点目、歳入のほうで、ふるさと応援基金の30万円ですが、説明ですと小川氏からの寄附金がございますして100万円ありまして、そこから要望されたグランドゴルフへ30万円の支出ということでございますが、残高ですね、基金の残高のほうをお知らせください。

それに伴いまして、グランドゴルフ大会の実施の概略をちょっと教えていただければ。主催はどちらになるのか。時期は10月頃、秋を目指しているという話でしたが、主催団体はどちらになるのか。

2点目、5ページの一番下段でございます。備品購入費、ご説明ですと町民グラウンドの指揮台の手すりをつけるということで。多分、町長が春の検閲で大変危険な思いをしている方を目撃しての設置に至る費用だと思うんですが。町民グラウンドの指揮台、かなり高いです。まず高さを階段一段分ぐらい一緒に詰めて、その上に手すりをつけるのであればなおいいのかなと思いますので、ご提案申し上げます。

そして、3点目なのですが、全体的な予算の中に、これから大変であろう草刈り、夏の草刈り、あと花火大会に関わるものの予算の補正がございませんが、そういうものに対しての予算はしっかり確保できているのか。

以上3点、伺いたいします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、グランドゴルフ大会、おかげさまで10月13日で実施したいと思っております。主催者が浅川町長寿会に委託しております。

そのほかは担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私のほうから、1点目、ふるさと応援基金の残高につきましては、今年度もまだ動いていますから、今現在の基金の金額は把握しておりません。

3月末につきましては手元資料ございませんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 台ね、あれ確かに高うございます。本当に女性の方、この前、出初めのときに女性、何とか手をついて上がりました。降りるときは人の手を借りて降りました。大変、本当に足腰の弱い方、危険だと思っております。

そういう中で、私は手すりをつけるようにという指示を出していただきました。これ新しく造るとそれなりのお金がかかりますので、手すりをつければ何とかなると思っておりますので。もしそれで本当にもっと危険であれば、今7番議員が言ったとおり下を少し切って低くするか、そういうことを考えていきたいと思っております。以前に上から落っこちた方おりますから、本当大変危険ですから、今後そういうのを十分推移を見ながらちょっとやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

町全体の道路も含めた除草に関してのご質問ということでよろしいでしょうか。分かりました。

まず、私、建設水道課の所管のほうのお話をさせていただきます。管理しております町道の草刈りににつきましては、御存じのとおり町の道路作業員6名おりますので、この6名で道路脇の除草の対応をしているところでございます。今現在は6名確保できておりますので、それなりに作業のほうも順調に進んでいるのかなというふうには思っております。

ただ、これから夏とか暑い時期になりますと、草の伸びも早いですし、それから暑さで作業効率も悪くなるということもございますけれども。そういったところにも配慮しながら進めていきたいと思っております。また、一部なかなか作業が厳しいようなところにつきましては、予算を確保しまして委託という形で進めている箇所もございます。

それから、地域によっては地域の方にご協力をいただいて、除草作業活動をしていただいているという実態もございますので、そういったところの状況を見ながら、今後も在り方については引き続き検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から再度答弁させていただきます。

1点目のふるさと応援基金の残高につきましては、3月末時点で1,603万円となっております。

併せて答弁いたしますが、今ほどの建設水道課長の答弁ですが、今現在で言いましたら、町の当初予算で草刈りににつきましては間に合っている状況となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 基金残高等、分かりました。グランドゴルフ大会も分かりました。

町長、町民グラウンドの指揮台の件ですけれども、多分、既存の手すりをつけるとかそういう作業ではなくて、指揮台、鉄骨ですから、鉄工所に持ち込んで溶接とか作業するんだと思うんですけれども。そのときにできれば脚、向こうでこう切ってもらって、高さを詰めるような作業をしてもそんなに金額的に変わらないんじゃないかなと思うんですけれども。ぜひその辺、もう一度考えていただければと思います。

あと、草刈りの件でございます。前も何度かこう質問しましたが、浅川町は東西南北から主要道路が入っております。頭にイメージしてほしいです。石川から来て、まず里白石の坂を下って、茱萸ヶ沢のところ。すごい荒れ放題荒れて、歩道のところ歩けるような状態じゃないですよ。なぜやらないのか。棚倉側から来て、簗輪の坂を上るとき、いつもあそこ草だらけで、支障木が垂れ下がっていて。鮫川から下ってくれば、非常にその地域の方が頑張っていて、草はないんですが、やはり支障木ですね、それが多い。大草の方もそうですね。なかなか地権者から合意が得れずに、道路の車道まではみ出している生け垣がある。そして、一色側から来れば、やはり支障木が大変目立っているということでございます。

前も言っているんですけれども、安全、交通安全を確保する部分で、やはり町が積極的に介入して、その支障木なり除草をやっていかなければ、本当町のイメージ自体も落ちてしまう。走ってきて、118号線ずっと走ってくると、極端にこう、何か浅川町に入った瞬間、何て言うんですかね、清潔さが無い、美しさが無いというんですか。そういうのをやはりもうちょっと努力していただければと思います。

いかがですか、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 道路沿いの草は、本当にきれいに刈れば最高でございます。

今、町の町道は、本当に道路作業員がやっております。それで県道沿いですね、県道沿い、まずは多いのは、竹もそう、樹木もそうです。これ県道の土木事務所には言って、少しずつは間違いなくやってもらっております。この県道は浅川町に入った瞬間じゃないんですよ。もう118号線とか49号線とか県道は恐らく土木事務所もやり切れなくなっておりますが、それでもやはり支障のあるところはまずやっているとっております。

私もこれ何度か県の職員とお話しておりますが、やはりまずは本当に道路の支障のあるところは、これ必ずやっているとしますよ。ですから、これ町を挙げて職員と一緒に県道あるいは国道はやっていただくように、今後ともお話はさせていただきたいと思います。

それと、今現在、どこかもし知っていれば教えていただきたいと思います。これ早急に議会が終われば電話させていただきます。

指揮台は先ほど言ったとおりに検討させて、やらせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） ぜひ、町長、その県道の部分、努力していただきたいなと思います。

まず、目立つのはやはり茱萸ヶ沢のカーブのところ。あそこはもう自転車の歩道のところ、あそこが覆いかぶさっているような状況でございます。そこはやはり直していただきたい。あと大草地内ですね、生け垣が出

ているところ。そういうところございます。あとで、この場でこうでかい声で言えるような状況ではございませんので。町長も分かっているとは思いますが。そここのところを何とか住民の方と話をして解決していただければと思います。

ぜひ、町長も町内くまなくパトロールしているようですので、ぜひそういう、何と言うんですか、草とか、あと放置されているところですね。セブンイレブンの向かいのところの、桃の花が美しかったところなんかは、やはり何とかして、そうなんです、持ち主さんなんです。分かっているんです。でも、あのままにしておくと、やはり町のイメージというものがありますので。商工会長もボランティアで草刈りとかやっているのは分かるんですけれども。やはり何とかして、桃の花が咲けるような状況ができればと思うんですけれども。無理は言いません。できる範囲で、私も頑張りますから一緒に頑張りましょう。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 交通に支障のあるところはすぐやらさせていただきます。それと、今言ったセブンイレブンの前の桃のきれいなところですね。あれ国道118号線にくるものは全てカットしています。ただ、地主がおりまして、やはり中まで刈るのはなかなかいろいろとありますので。とにかく、町も一生懸命やりますが、もし道路沿いにはみ出そうなところは、気がつけば、やっていただければ幸いだと思います。あるいは連絡いただければ、うちも土木事務所のほうに電話させていただきますので、本当にご協力よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 35ページの定額減税のところ、不足額給付金の、これちょっと分からないところもあるので、若干確認というか、説明をしていただきたいのですが。

専決3号のときにも若干説明していただきました。それで、質問なのですが、ただ、この議案30号のときの補正の説明のときに、定額減税不足額給付金、1,000人分で5,000万というふうで。これはあくまで概算だというのは重々承知しているんですが。計算根拠がなぜ1,000名分で5,000万なのかということと、それから、その該当ですね、不足額給付金が、逆に言うといただけるとい、語弊がありますがけれども、に該当する方はどのような方で、それは町が発送する書類に返信すれば、それでオーケーなものなのかどうか。その辺のところをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、私のほうよりご説明させていただきます。

まず、5,000万、1,000名分としてご説明いたしました。私が100名分と間違っして話してしまったものです。間違いなく1,000名分で5,000万円となっております。こちら、この金額と人数につきましては、あくまでも概算でございますが、国から提供されました推計ソフト、そちらのほうに6年度分の確定した所得を入れて、それをそこから算出されたものが約5,000万、約1,000名分という結果が出ております。

こちらのほうの対象になる方、初日のほうにもご説明いたしましたが、令和6年度に調整給付金として給付いたしました。その際には、まだ6年中で6年の所得が確定しておりませんので、令和5年の所得を基にした推計額として定額減税との差額分を給付しております。

現在、令和6年分の所得が確定したことにより、その額と本来定額減税しなければならない額を算出いたしました。その差額が生じた、給付が足りなかった方にはさらに給付をする。もともと、5年の分の所得から推計すると、定額減税に全てなるだろうという計算だった方が、結果的には全額定額減税にならなかった、そういった方への不足分の新たな給付。また子ども等が生まれたために扶養親族が6年中に増えたことにより、その分定額減税の額が増えて、その分の給付。さらには、事業の専従者ですね、こちら税制上の扶養ではございませんので、専従者の方に対しては、その分の給付はございませんでした。その分を今回、事業専従者の方に対しても給付するようになります。こういった方たちが対象となります。

その1,000人ということで、推計、国のソフトのほうから出たわけですが、私もあくまでも差額分の給付ですので、6年度は1,200名分を見込んでおりまして、予算のほうを5,100万円計上しておりました。

結果的に、支出をいたしましたのは約4,700万円程度でございます。それで、結果的に、実際対象になったのが1,130名でございました。前回、これだけの人数にしておりますので、今回のさらなる不足分はそれほどないだろうと、私をはじめ、他の町村の課長さんたちもそう考えていたそうなんです。先日、税務署で会議がありまして、その際にほかの町村の課長さんのお話も聞きました。そうすると、国の推計ソフトに入れて概算で金額と人数を出すと、前回と同じ程度の金額と人数が出てくるということでお話がありました。ですから、浅川町につきましても、昨年で金額で5,100万が今年5,000万、1,200名が1,000名程度。ということで、ほかの町村と同じような状況なのかなと思っております。

こちら、初日も申し上げましたが、全て国の事業です。国でやることですので、かかった給付金などは全て国から来ます。あくまでも予算ですので、概算で予算、人数のほうは若干多めには計上してございます。

あと、給付の過程になりますが、既に口座番号が分かる方につきましては、昨年の給付と同じく確認書を送りまして、この口座でよろしいですかということで返信用封筒でお送りいたします。また、全然口座が把握できていない方、そういう方については、口座を記入してくださいということで、金額が入ったものを返信用封筒でお送りするようになります。

こちら、4月30日専決で予算のほう計上させていただきましたシステム改修のほうは、今現在進めておりますので、これが終わりましたら、正確な金額と人数が出せるようになります。それが終わりましたら、用紙の印刷のほうをしまして、7月下旬ぐらいから皆さんのほうにお送りしたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

あくまで概算ということなので、それに対してどうのこうのと言うつもりは全くないんですが。これ原則1人当たり4万円です。原則。それが5万で計算されているというのは、相当、何とか余裕を持った計算計上で、多分マイナスの補正が出てくるだろうと私は思うんですが、実績に合わせて。これ原則4万円というのは間違いないでしょうか。

それと、もう一つ先に質問はしたんですけども、結局どういうことかという、これ国の事業ですので、町がどうのこうのということはないので。それがちょっと違っても何しようが、金額的にあれば、それは実績をもって今度は調整するんでしょうから、それはいいんですが、町民の方が自ら申し出るという、こんなことがありましたよ、今のお話ですと、全て役場のほうで用意したものの書類を各町民の方にお送りして、それが返信されたらば、その登録された口座に振り込むというような流れというふうに聞いたんですけども、町民の方が自ら役場に赴いてやることってないんですか、ということをお聞きしました。どうなんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） お答えいたします。

まず、5,000万で1,000人ということで計上させていただいておりますが、これはあくまでも1人5万円という計算ではございません。中には1万の方もいますし、2万の方もいます。そういった方のトータルがたまたま5,000万。端数のほうはもちろん調整して、5,000万という切りのいい数で載せさせていただいておりますが、たまたま、人数のほうも端数調整しまして1,000人という形でご説明しております。たまたま5,000万と1,000人ということでしたので。1人当たり5万円で見込んでいるというわけではございません。トータルで5,000万というだけでございます。

続きまして、原則1人当たり4万円、あくまでも1人当たり4万円というのは、所得税が3万円、住民税で1万円という形で、それは4万円というのは変わりございません。

町民の方が直接来て申し込む、全てお送りしますが、来て申請する場合は、基本的にはございません。全て返信用封筒でお送りするようにしております。ただ、住民の方が来て、ここで書いていきたいという場合は、もう一度、その確認書ですか、口座の書いた確認書を印刷しまして、その場で書いていただいて提出いただくということは可能かと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 承知しました。

取りあえずは、原則としては4万なんだけれども、その人数も不確定だし、金額的に5,000万くらいの枠を持っているんですよという話ですよ。だから原則4万というのは間違いないんだということだと思います。

それから、青色事業専従者とか、事業専従している白色の方というのは、町で把握できているんですか。これ申告しないとできないんじゃないですか。と私は認識していたんですけども。その辺はどうなんだろうなと。

それから、いわゆる合計所得金額、扶養親族の定額減税対象外の方いらっしゃるんですよ。48万円の合計所得以上の方が、それは町で把握できていないんじゃないですか。多分、だからそういうことというのは、町民の方が自ら役場に来て申請しないと。何を言おうとしているかという、その周知なんです。結局、町に、役場に必ず来て申請しなきゃできない、過不足金がもらえないという町民の方が出ると不公平になりますので、広く周知するために、どういう方法と最後に聞こうと思ったんですが。周知する、徹底する必要があるんじ

やないでしょうか。今回の過不足、この調整金については。どうなのでしょう。要らないのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、ご説明いたします。

事業専従者とあと所得の件ですが、申告されている方、または給与、年金等報告がある方のデータは町で把握していない分、税務署等で直接申告した分も、全て所得等もそういったデータのほうは来ております。それを基に所得を確認いたしまして、給付するような形になります。

また、基本的には該当する方全て、何度もお話していますが、返信用封筒で確認書のほうお送りするようにはなります。ただ、周知のこともございますので、実際確認書を送るぐらいのタイミングで、また広報等で周知することは考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

ぜひ、不足額給付ということで、これで最後になるかと思いますので、この定額減税についてはですね。ですから、広く周知していただくとともに、窓口で相談来の方もいらっしゃると思いますので、ぜひその辺の対応していただきたいというふうに思っています。

それで、今、個別に書類の提示ということが要らないというお話だったのですが、私の認識では必要だろうというふうに思っているんですが、再度ちょっと内部で検討していただいて、もしそういうことが、パターンがあるんだとすれば、周知の方法も違ってきますので。ですから、町民の方が受け身で、全て受け身でやって、それを返信さえすればオーケーですと。あとその計算をされて、町民の方の口座に振り込まれるというのであれば、それは何の問題もないんですが。

その中で漏れたと、漏れるというようなことのないように、ぜひともその辺の周知の仕方を考えていただいて、ある程度増減の変更とかいろんなことを考えると、住民税については前年、その扶養親族、その他についてはやっていますので、その辺は問題ないんだろとは思いますが。所得税の問題もありますので。そういったことで漏れちゃったとかそういったことがあって、それから青色専従者というのは必ず給料もらっているものですから、その中でいわゆる定額減税の中には入っていない、該当には扶養に入っていないということがありますので、ぜひともそういったところの周知徹底させていただければというふうに思っていますので。ぜひ内部で、税務課のほうでもう一度検討していただいて、どういった方法をすれば不公平感のない周知の徹底ができるかということを再度検討していただければというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） 基本的に、確認書だけ返信していただければ給付できるような体制を整えたいと思いますが、それでも実は該当していたんだ、漏れていたんだなんていう方がないように、十分検討しまして、周知のほう確実にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑は。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 私は町長、簡単に、今年町制90周年、本当にめでたいことです。それについて、今年はその90周年に向けて特別花火協賛するのかもしれないのか、その辺をお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 間違いなく織り込んであります。大きな花火ではありませんが、やはり90周年ですから、やはり浅川町としても1発でも2発でも3発でも打ち上げたいと思っておりますので、ぜひご期待いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 私もこの定額減税不足給付額の件でご質問したいんですけども。この概略で1,000人という抽出、その推計ソフトを使ったということなんですけれども。その1,000人って、この不足分として該当する人は、説明ですと6年中に子供が生まれた、あるいは結婚して配偶者ができた、その関係で扶養親族が増えたとか。あとは5年分の所得から推計したのもあるようなんですけれども。

私、自分の確定申告書ちょっと見ましたら、きっちり減税されておまして。所得税3万、あとは町県民税1万ということなんですけれども。税務課で全て個人の所得の把握はしていますよね。ただ、中には未申告の方もいますから。そういう人で、この減税の対象になる人もしやいるかもしれませんが。その未申告者に対してはこれを機会に呼び出しをして、申告してもらうということにつながると思うんですけれども。

その1,000人をつかむ概略なんですけど、具体的に減税不足になる人というのは、今私質問したように、6年中に扶養家族が増えた、子供が生まれた、結婚した、そういうものから推計して1,000人という数字を出したんでしょうか。ちょっとその辺聞きたいんですけれども。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、お答えさせていただきます。

あくまでも、お話ししておおり、5年分の所得から推計されたもので調整給付のほうはしてございます。そのため、今現在、6年の所得が固まったことから、実際の定額減税になる分、実際に引けた分、また確定申告等もありましたので、それが終わって、実際3万まで、1人当たり3万まで引けなかったという方もいらっしゃるかと思います。そういった方の5年度の、5年度から出た税額、所得税額と6年度の所得税額、その差で実際は幾らという差額のある方、差額の出てきた方が約1,000名。新たに該当になる方ですね。そういった方が1,000名ということになっております。

中身につきましては、これ国のソフトのほうで集計して出てきたものですので、ちょっとソフトのシステムの中身までは私も詳しくは把握してございませんので。実際に今度システムを導入して計算して、正確な人数が出てくるかと思います。それはもう間違いのないものとなりますが、国のほうの概算の要求、予算の要求等の

ために使う、あくまでも概算のソフトですので、扶養が増えた人が何人とか、そこまでちょっと細かくは出てこないものかと思います。ざっくりした人数と金額程度のものとなりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） そうしますと、この補正予算で、5,000万で1,000人だということを補正予算の数字として出すには、今のその推計値というんですかね、それで出したということなんですね。6年分の所得はもう町県民税の納付書が発行されましたから、もう確定はしているのは当然なんですけれども。それに基づいて、これからそのソフトを使って数字を固めるという作業になるんですかね、そうしますと。

この間、町県民税の納付書届いたんですけれども、その課税明細書のところに、その町県民税分のこのいわゆる1万円の減税分が表記されていなかったんですけれども。これは、間に合わなかったんですかね、その辺はどのような扱いになるんですかね。ちょっとお聞きします。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） お答えいたします。

議員さんおただしのとおり、あくまでもこの5,000万と1,000名というのは国から提供された推計、概算で、予算要求のためのざっくりしたもので計算しておりまして、全く、本当に大枠のものでございます。

システム改修の50万円の予算計上させていただきましたが、システム改修が終わりましたら正式なものが出てくるという、それで新たに初めて固まるものとなっております。

議員さんの住民税の減税につきましては、住民税の減税につきましては、昨年度、6年度分の住民税の中で1人当たり1万円の減税はされているものかと思います。昨年度の住民税の明細書のほうをもう一度ご確認いただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。4番。

ほかに質疑ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今の件なんですけど、支給時期が7月下旬からというお話でありました。予算の説明のときは7月から10月頃をめどにという話だったんですけれども、何か随分と長いなというふうな感じはしたんですが、これ本当に10月ぐらいまでかかるんですか。その点を1点伺いたい。

それから、5番議員、大変優しいんで、途中で納得したというふうにおっしゃいましたけれども、私は納得していないと思うんですけれども。1,000人いて、上限が4万円の減税なのに、何でこの5,000万円の予算が必要なのか、4,000万円あれば十分足りるじゃないかというふうに思うんですけれども、その点はどうなんでしょうね。伺いたいと思います。それが1点目です。

それから、2点目として、集会所へのエアコン設置の補助に関して伺いたいと思うんですけれども、これまで一般質問で上げられたりなんだりして、説明はあったかというふうに思うんですけれども、改めてお聞きをしたいと思うんです。

今回は染の集会所に7割補助をして、36万7,000円の予算が計上されました。それで、残っている設置すべき集会所は幾つあって、これ全て7割補助でやるのかどうか。改めて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、説明させていただきます。

私の説明がちょっと悪かったのかもしれませんが、1,000名分、言い換えれば1,000件分です。1,000件分ですので、1人当たりに対して4万円ですので、例えばお子さんが2人扶養していれば、その方が最大で12万ということになります。ですから、最大で1件当たり4万円ということではございません。該当となっているのが1,000名分で、その1名の方についてはお子さんの分とか扶養の分が入って、3人分で1件分、1名分となっていることもありますので、1件当たり4万円という計算はできませんので、人によっては10万とかという方もいますし。そういうことで、5,000万と1,000人で合わないということは、それが原因でございます。私の説明不足でした。申し訳ございませんでした。

あと、支給時期の問題ですが、これは前回、昨年の支給につきましても、7月末ぐらいから通知を出しまして、10月末までということで確認書を送り返してもらうようにしておりました。ただ、やはり遅い方もいらっしゃいまして、何度も周知のほうさせていただきました。最終的に出していただいたのは11月頭ぐらいまでの方もいらっしゃいます。そこまで全て該当させまして、99%近い申請がございました。今年度も、あくまでも国のほうに最終的な額を報告する関係もございますので、一応10月ぐらいまでとは申しましたが、申請のほうがあれば、全てすぐ処理いたしますので、遅い方もいますので、最大で10月末を目安に。もちろん10月末でびたつとは切りません。10月、11月頭の方まで見まして、やりますが、一応10月末を目安に行いたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

集会所のエアコンなんですが、まず町に26行政区ございます。集会所の数が20ですが、今現在、エアコン設置が今年度も含めて8か所ついております。町としましては、まずは投票所、それと長寿会で使っておりますサロン、こちらの集会所を優先的に設置を考えておりますが、前にもご説明したとおり、大きなくくりで言いましたらば、今議員さんおっしゃいました町の7割補助か、コミュニティー事業で10割補助、どちらかを選択していただいて、それで設置を考えています。今回、6月補正でもこのように計上したんですが、なるべく町のスタンスとしまして、要望があったところにつきましては手厚く計上はしたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目の追加給付に関しては大変分かりました。7月下旬というのは、申請書を町が発送する時期ですね。この時期に一斉に発送するということで理解していいんですね。それで受付は10月末まで、場合によっては11月にずれ込んでも受け付けますと、こういうことなんですね。確認をしたいと思います。

2点目は分かりました。結構です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「それで確認をしたいと思うんですけども、1点目」の声あり〕

○議長（水野秀一君） はい。税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） 議員さんのおっしゃるとおり、7月末ぐらい目安に一斉に送付いたしまして、10月末を目安に受付ということで、文書のほう発送したいと考えてございます。そのとおりで間違いないです。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第7、議案第30号 令和7年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ここで、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第31号 令和7年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第8、議案第31号 令和7年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎同意第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、固定資産評価審査委員会の委員、江田政之氏が令和7年6月24日をもって任期満了となり、引き続き固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、江田氏の詳細につきましては、お手元の議案書のとおりであります。また、同氏は平成28年6月25日より固定資産評価審査委員会の委員となり、現在に至っております。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第9、同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

◎発委第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、発委第2号 浅川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第10、発委第2号 浅川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎請願第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第11、請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第4号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第4号は採択することに決定しました。

◎請願第5号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第12、請願第5号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第12、請願第5号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第5号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第5号は採択することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第13、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

◎総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第14、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第15、文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

文教厚生常任委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、請願第4号、第5号が採択されましたので、追加日程、意見書準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（水野秀一君） お諮りいたします。ただいま配付しました日程第17及び日程第18を日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第2号及び発議第3号については、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号及び発議第3号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第17、発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第17、発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第18、発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから、日程第18、発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回浅川町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時01分